

# 令和8年度 学校いじめ防止基本方針

市02 千葉市立稲毛高等学校  
中等1 千葉市立稲毛国際中等教育学校

## ◇千葉市の教育

- 千葉市教育施策の基調「人間尊重の教育」
- 千葉市学校教育推進計画  
目指すべき子どもの姿：「夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども」  
教 育 目 標：「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」

## ◇学校教育目標

生徒一人ひとりの学校生活を充実させ、アイデンティティの確立を支援して、「確かな学力」「豊かな心」「調和のとれた体力」を培い、国際社会の一員として、自ら発信・行動できるグローバル・リーダーを育成する。

- 確かな学力（学力向上、進路指導の充実）  
主体的・対話的で深い学びを目指した質の高い授業により、向上心や知的好奇心を育み、バランスのとれた確かな学力を身に付け、学びを人生や社会に生かそうとする人材を育成する。
- 豊かな心（自主性、個性、社会性の伸長）  
人間としての在り方を考察させ、真理と正義を愛し、個性の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、多様性を受容する豊かな心を持った人材を育成する。
- 調和のとれた体力（心身の調和と体力の向上）  
自由闊達で充実した学校生活の中で、調和のとれた体力を身に付け、心身ともにたくましく生きる人材を育成する。

（ 校 訓 「 真 摯 ・ 明 朗 ・ 高 潔 」 ）

## ◇生徒指導の重点目標

- ①地域に信頼される学校づくり
- ②交通マナー指導の徹底
  - ・自転車乗車指導の徹底
  - ・登下校時の公共交通機関を利用する際のマナーの徹底
- ③生徒指導方針の職員間の共通理解を深める

## ◇本校のいじめ問題の課題

- 発達段階の異なる生徒が集う中高一貫教育校であるため、より良い人間関係を構築するための道徳教育や特別活動を充実させる。
- 学校側に見えない形で行われるインターネット上でのいじめについては、特にアンテナを高くめぐらせて、生徒間の人間関係が良好になるように環境を整える。

千葉市立稲毛高等学校・稲毛国際中等教育学校（以下、「本校」）は、国の定めるいじめ防止対策推進法（以下、「法」）に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策を次のように定める。

## 1 基本理念等

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に調査」より）

- ①冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間外れ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

### (2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめ防止等のための基本的な方針より）

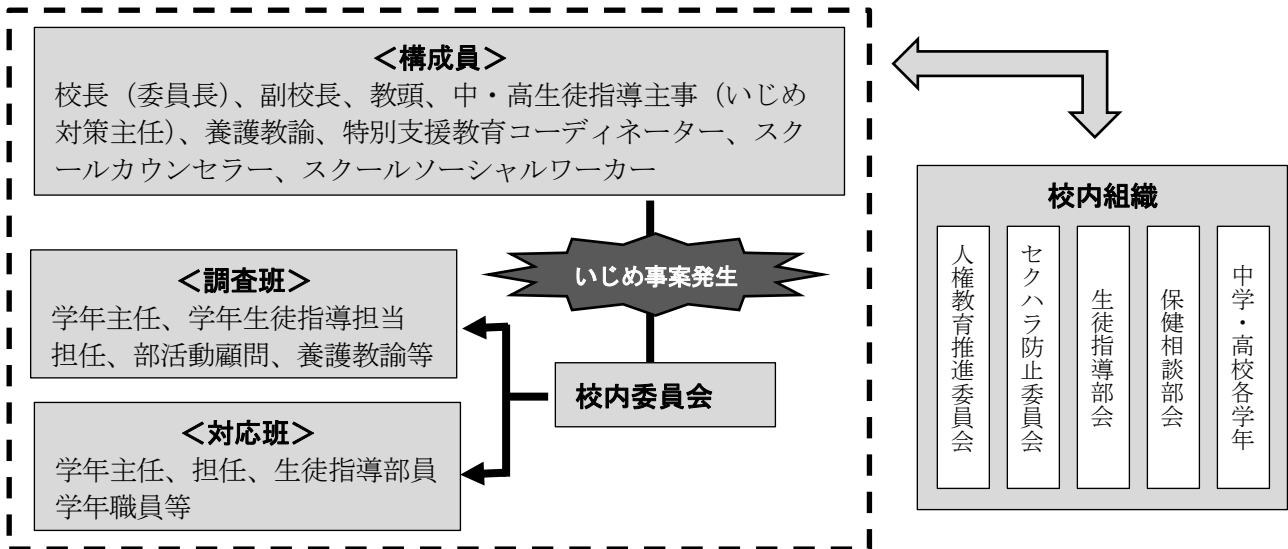
### (3) 学校および教職員の責務

本校及び本校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 2 学校いじめ防止のための対策組織

(1) 名称：「いじめ対策校内委員会（※以下「校内委員会）」…太枠点線部分

※必要に応じて行政・警察等の外部専門機関への支援を仰ぐ。



(2) 校内委員会の役割

### ①相談体制の拡充

- (ア) すべてのいじめに関する事象について、情報を得た教職員はすみやかに管理職に報告する。校長は校内委員の招集・開催をする。
- (イ) 校内委員会では、生徒からの聴取、聴取後の対応、保護者対応等を行い、事実を時系列で整理・記録し、対応方針の確認を行う。なお委員長は千葉市教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図り、後日報告書の提出を行う。
- (ウ) いじめに関する対応方針および対応措置を校内委員会で決定するが、警察と連携が必要な事案に関しては、警察への相談や通報を行う。なお、通報時には被害者・被害者の保護者の意向（警察への相談・通報・被害届の提出等）をよく聞き、適切に対応する。
- (エ) 指導後改善が見られた場合、校内での対応を継続して見守り、再発防止についての取り組み（継続的な観察・指導、保護者との連携・行政等関係機関との連携など）を行う。
- (オ) 年間指導計画に基づき、定例会議を開催し未然防止のための方策を検討する。

### ②相談・通報等の窓口の整備

事案に迅速に対応できるよう校内委員会を整備し、いじめ相談に即時対応できるように教頭、生徒指導主事を窓口とする。

### ③実態把握のための調査

校内委員会は、全生徒を対象にいじめに関するアンケートを、適切な時期に年2回実施する。

### ④教職員の取り組み支援

校内委員会は、いじめの防止・解決に関わる資料を集め、活用方法を教職員に広く紹介する。

### ⑤教職員研修の実施

校内委員会は、いじめ防止にかかわる研修を実施する。

### ⑥インターネットを通じて行われるいじめの防止

校内委員会は携帯・インターネット問題の講習会等を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

### 3 いじめの未然防止等に関する措置

本校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 生徒たちがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように、細心の注意を払う。
- (5) 「いのちを大切に作るキャンペーン」を生徒会主導で企画させ、自主的啓発活動を支援する。
- (6) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、生徒・保護者の相談窓口の周知徹底を図る。
- (7) 行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

### 4 いじめの早期発見

いじめは、教職員・保護者の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。

- (1) 生徒の声に耳を傾ける。(生徒個人の保護・心理状態に配慮したアンケート調査(年2回)、個別面談等)
- (2) 生徒の行動を注視する。(チェックリストの作成、ネットパトロール等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(電話等の定期連絡、家庭訪問、保護者面談、保護者懇談会、アンケートの実施(年1回))
- (4) 行政等の関係機関と日常的に連携する。(行政等の関係機関との情報共有等)

### 5 いじめの相談・通報

いじめによる被害生徒の相談や、他者がいじめを認知した場合の通報が迅速に行われるための体制を整備する。

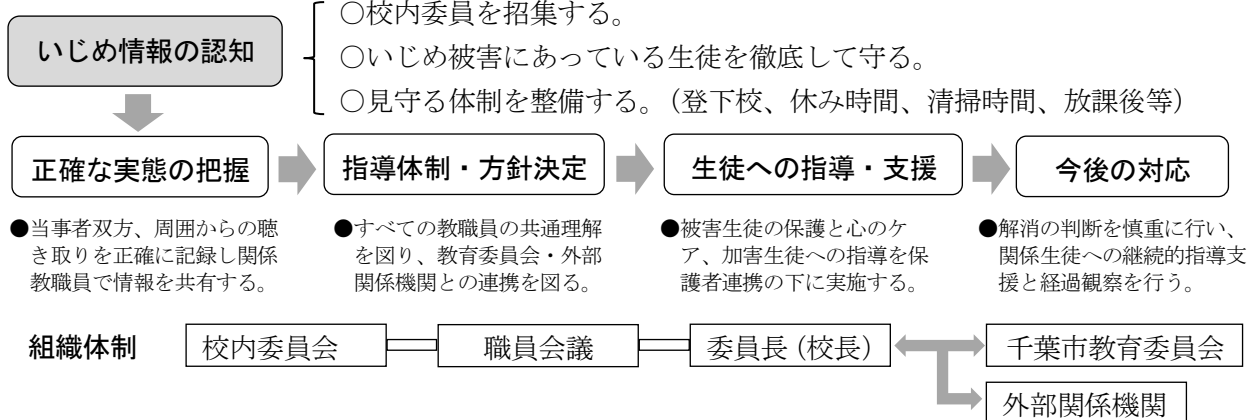
- (1) 学校におけるいじめの相談先窓口については、教頭、生徒指導主事とする。
- (2) 学校以外でのいじめについても、日常の生活の中での声掛け、カウンセリングルームの活用等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境を整備する。

### 6 いじめを認知した場合の対応

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消の仕方を目指す。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省や謝罪の気持ちを促す。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的に連絡を取り合う。
- (7) 必要に応じて行政機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

### <いじめ対応の基本的な流れ>



### <聞き取り調査時の留意事項>

- ①以下の情報を正確に把握する
  - ・加害者と被害者(誰が誰をいじめているのか)
  - ・時間と場所(いつ、どこで起こったのか)
  - ・内容(どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたのか)
  - ・背景と要因(きっかけは何か)
  - ・期間(いつ頃から、どのくらい続いているのか)
- ②複数で聴取に当たり、うち一名は記録をとる。
- ③聴取者は威圧的な態度ではなく、生徒が自主的に答えられるように配慮する。
- ④複数に関係している同一事件に対しては、質問事項の統一を図る。
- ⑤加害生徒同士が事前に口裏を合わせることを注意する。
- ⑥個々の記録をつき合わせ、矛盾が確認された場合は、再度聴取を行う。
- ⑦聴取者は記録をまとめ、生徒指導主事に提出する。
- ⑧聴取は原則として休み時間や放課後に行う。但し、緊急を要する場合は即座に行う。
- ⑨聴取が長時間に及ぶ場合は、健康に配慮し適切に休憩を与える。
- ⑩情報管理、プライバシー保護に細心の注意を払う。

## 7 いじめに対する指導

いじめ問題が生じたときには、ケースに応じ加害者生徒に対して指導を行い、関係する内容を生徒・保護者に周知する。なお、生徒に対する措置などの対応判断に迷う場合は、千葉市教育委員会に相談する。また、いじめ事象の内容を含め、生徒間暴力・対教師暴力等すべての暴力行為には、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。

## 8 重大事態への対処

いじめの中には、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、いじめ対策校内委員会が中核となって事態に対処するとともに、事実を明確に調査し、同種の事態の発生を防止するための方策を講ずる。

### (1) 重大事態の定義

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 (いじめ防止対策推進法第28条より)

※重大事態の疑いが生じた時点で、調査の実施に向けて動き出すことが求められている。  
(令和6年8月改訂「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より)

### (2) 対処の方法

- ① 重大事案が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。校内組織は、「いじめ問題対策委員会」に、専門家や第三者を加え、公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織になるように努める。  
※ここでいう「専門家」とは、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有する者。また、「第三者」とは当該事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果は、いじめを受けた関係児童生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 教育委員会へ報告する。
- ⑥ 調査結果を踏まえて再発防止の対策を講じる

### (3) 調査の目的

当該事態の事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものである。

### (4) 調査の主体

- ① 教育委員会との協議の上、学校又は教育委員会が調査の主体になる。
- ② 教育委員会の判断により教育委員会の附属機関が調査をする場合がある。
- ③ 教育委員会が市長に報告した後、市長の判断により市長の附属機関が再調査する場合がある。

## 9 公表、点検、評価等

- (1) 本校で定めた学校いじめ防止基本方針は、中学・高校のホームページ上に公表する。
- (2) いじめ対策校内委員会において、6月、12月にアンケートを実施し、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に検証を行い、次年度の取り組みに反映させる。
- (3) 年2回開催される学校評議員会において、学校におけるいじめ防止対策の取り組み状況について報告し、評議員の助言を得て地域ぐるみでいじめ防止方策を共有する。
- (4) 保護者に対して、学校のいじめ防止基本方針が機能しているか、保護者向けいじめアンケート等で評価してもらう。